

令和3年6月11日招集

令和3年 第4回(6月)

佐渡市議会定例会議案

佐 渡 市

目 次

議案第55号	佐渡市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第56号	佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について	3
議案第57号	佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について	6
議案第58号	佐渡市多子世帯出産成長祝金の支給に関する条例の制定について	8
議案第59号	佐渡市離島振興対策実施地域の企業支援に係る税制上の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	11
議案第60号	佐渡市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について	13
議案第61号	(仮称)相川認定子ども園建設(建築)工事請負契約の締結について	16
議案第62号	佐渡クリーンセンター灰出設備等整備工事請負契約の締結について	17
議案第63号	井内住宅D棟建設(建築)工事請負契約の締結について	18
議案第64号	消防ポンプ自動車購入契約の締結について	19
議案第65号	小型動力ポンプ付軽積載車購入契約の締結について	20
議案第66号	財産の無償貸付について(さわたコミュニティーセンタービューさわた)	21

議案第67号	令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第2号） について	23
議案第68号	令和3年度佐渡市介護保険特別会計補正予算 （第1号）について	23

議案第55号

佐渡市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

佐渡市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定する。

令和3年6月11日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市職員の服務の宣誓に関する条例(平成16年佐渡市条例第44号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「㊟」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第56号

佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年6月11日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市税条例の一部を改正する条例

佐渡市税条例（平成16年佐渡市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第34条の7第1項第1号イ及びウ中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号エ中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同号オ及びカ中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号キ中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同号ク中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号ケ中「もの」の次に「、出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第34条の7第1項第1号の改正規定及び附則第6条の改正規定並びに次条第1項の規定 令和4年1月1日
- (2) 第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定、附則第5条第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 令和6年1月1日
（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の佐渡市税条例（以下「新条例」という。）

第34条の7第1項第1号の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施

行の日（以下「施行日」という。）以後に支出する同号に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出したこの条例による改正前の佐渡市税条例第34条の7第1項第1号に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

- 2 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

議案第57号

佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和3年6月11日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例（平成22年佐渡市条例第13号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

議案第58号

佐渡市多子世帯出産成長祝金の支給に関する条例の制定について

佐渡市多子世帯出産成長祝金の支給に関する条例を次のとおり制定する。

令和3年6月11日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市多子世帯出産成長祝金の支給に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、本市に生まれた児童の誕生及び健やかな成長を祝うとともに、多子世帯の子育てに係る経済的負担を軽減することにより、子育て世代の第3子以降の妊娠、出産の後押しとなり、かつ、本市の重要課題である少子化の減速、移住・定住の促進及び本市の活性化に寄与するため、多子世帯出産成長祝金（以下「成長祝金」という。）を支給することに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 多子世帯 児童を現に3人以上扶養し、本市に住所を有する世帯をいう。
- (3) 対象児童 次のいずれにも該当する者をいう。
 - ア 令和3年4月2日以降に出生し、出生の日以降初めて住民基本台帳に記録される市区町村が本市となる者
 - イ 本市の住民基本台帳に記録のある保護者によって養育されている子のうち、多子世帯の第3子以降の子として出生した者
- (4) 支給対象者 対象児童を監護し、生計を一にする同一世帯の保護者であり、本市の住民基本台帳に記録され、引き続き本市に居住する者をいう。

(成長祝金の範囲)

第3条 市長は、支給対象者に対し、対象児童が出生から満15歳までの間に、予算の範囲内において規則で定める成長祝金を支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める者に対し、

予算の範囲内において規則で定める成長祝金を支給することができる。

(収入の制限)

第4条 成長祝金の支給を受けようとする者の年間収入額が、規則に定める収入の額を上回るときは、成長祝金を支給しない。

(支給申請)

第5条 成長祝金の支給を受けようとする者は、その旨を市長に申請しなければならない。

(支給決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を調査し、速やかに成長祝金の支給の可否を決定する。

(返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により成長祝金の支給を受けた者があるときは、支給決定を取り消し、その者から既に給付した成長祝金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月2日から適用する。

議案第59号

佐渡市離島振興対策実施地域の企業支援に係る税制上の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市離島振興対策実施地域の企業支援に係る税制上の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年6月11日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市離島振興対策実施地域の企業支援に係る税制上の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市離島振興対策実施地域の企業支援に係る税制上の特別措置に関する条例（平成25年佐渡市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に、「第2号」を「第3号」に改める。

附則第2項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第60号

佐渡市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市奨学金貸与条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年6月11日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市奨学金貸与条例の一部を改正する条例

佐渡市奨学金貸与条例（平成29年佐渡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「奨学金を貸与することにより、教育の機会均等を図り、本市の発展に資する有能な人材を育成するとともに、将来にわたる定住を促す」を「経済的な理由により修学困難な者の支援を通して、教育の機会均等を図るとともに、有能な人材を育成する」に改める。

第2条第1項に次の2号を加える。

- (3) 修学のために経済的な支援を行うことが適当であると認められる者であること。
- (4) 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）に規定する学資貸与金若しくは学資支給金若しくは都道府県の奨学金の貸与又は支給の申請をし、かつ、採用候補者とならなかった者であること。

第2条第2項を削る。

第3条を次のように改める。

（奨学金の種類及び額）

第3条 奨学金の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる年額とする。

区分	年額
高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び専修学校の高等課程	市内に本校を有する場合 18万円 市内に本校を有しない場合 28万円
専修学校の専門課程、短期大学、専門職短期大学、専門職大学、大学	60万円

2 奨学金は、無利子で貸与するものとする。

第8条第2項を削る。

第9条第1項中「貸与総額に応じて、20年（以下「返還期間」という。）の範囲内において」を「貸与総額が120万円以下の者については10年、貸与

総額が120万円を超える者については15年（以下「返還期間」という。）の間に」に改める。

第10条第1項第4号を削る。

第11条第2項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の佐渡市奨学金貸与条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以降に貸与する奨学金から適用し、施行日の前日までに、改正前の佐渡市奨学金貸与条例（以下「旧条例」という。）の規定により貸与された奨学金に係る返還、返還の猶予及び返還の免除については、なお従前の例による。

（貸与の特例）

3 前項の規定にかかわらず、令和4年度以前に旧条例の規定による奨学金の貸与を受けていた者が令和5年度以降も引き続き在学するときは、旧条例の規定による奨学金の貸与を受けることができる。この場合において、奨学金の額、貸与された奨学金に係る返還、返還の猶予及び返還の免除については、なお従前の例による。

議案第61号

(仮称)相川認定こども園建設(建築)工事請負契約の締結について

下記のとおり契約を締結したいので、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年佐渡市条例第60号)第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 (仮称)相川認定こども園建設(建築)工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札
- 3 契約金額 471,900,000円
- 4 契約の相手方 佐渡市相川大間町45番地
株式会社近藤組
代表取締役 松本 勝司

令和3年6月11日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

議案第62号

佐渡クリーンセンター灰出設備等整備工事請負契約の締結について

下記のとおり契約を締結したいので、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年佐渡市条例第60号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 佐渡クリーンセンター灰出設備等整備工事
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 308,000,000円
- 4 契約の相手方 住 所 東京都港区海岸1-14-5
社 名 川崎重工業株式会社
代表者 代表取締役 橋本 康彦

令和3年6月11日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

議案第63号

井内住宅D棟建設（建築）工事請負契約の締結について

下記のとおり契約を締結したいので、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年佐渡市条例第60号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 井内住宅D棟建設（建築）工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札
- 3 契約金額 174,900,000円
- 4 契約の相手方 佐渡市中興乙1430番地
株式会社中村工業
代表取締役 仲川 幸夫

令和3年6月11日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

議案第64号

消防ポンプ自動車購入契約の締結について

下記のとおり契約を締結したいので、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年佐渡市条例第60号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の対象 | 災害対応特殊化学消防ポンプ自動車（I型）
消防ポンプ自動車（CD-I型） |
| 2 | 契約数 | 各1台 |
| 3 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 | 契約金額 | 92,374,650円 |
| 5 | 契約の相手方 | 住所 東京都港区芝5-36-7
社名 株式会社モリタ東京支店
代表者 支店長 山北 忠司 |

令和3年6月11日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

議案第65号

小型動力ポンプ付軽積載車購入契約の締結について

下記のとおり契約を締結したいので、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年佐渡市条例第60号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の対象 | 小型動力ポンプ付軽積載車 |
| 2 | 契約数 | 4台 |
| 3 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 | 契約金額 | 22,100,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 住所 佐渡市秋津境80-1
社名 高坂防災株式会社佐渡営業所
代表者 所長 内藤 寿 |

令和3年6月11日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

議案第66号

財産の無償貸付について（さわたコミュニティセンタービューさわ
た）

別紙の財産を無償貸付することについて、地方自治法（昭和22年法律第
67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年6月11日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

別紙

1 建物の名称、所在、構造及び延床面積

建物の名称	所在	構造	延床面積(m ²)	備考
浴場施設	佐渡市中原244番地 2	鉄骨造平屋建	390.00	

2 付帯施設の名称、構造

付帯施設の名称	所在	構造等	備考
熱源供給設備 (入浴施設分)	佐渡市中原 地内	温度制御装置(佐渡クリーン センター内) 余熱利用管(佐渡クリーンセ ンターから浴場施設)	

3 無償貸付の相手方 佐渡市栗野江1810番地2
特定非営利活動法人おけさ福祉会
理事長 根岸 勇雄

4 無償貸付の期間 令和3年10月1日から令和5年3月31日までと
する。

- 議案第67号 令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）について
（予算書別紙添付）
- 議案第68号 令和3年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）につ
いて
（予算書別紙添付）

再生紙を使用しています。

古紙リサイクルにご協力をお願いします。

《令和3年度 佐渡市一般会計補正予算（第2号）概要》

1. 補正予算について

- ・新型コロナウイルス感染症対策として、医療・福祉提供体制の確保、感染拡大防止対策、産業振興と雇用促進及び地域経済の活性化に要する経費を計上
- ・温泉利用促進事業に要する経費を計上
- ・多子世帯出産成長祝金事業に要する経費を計上
- ・老人福祉施設整備事業に要する経費を計上
- ・スポーツ・文化活動への支援に要する経費を計上
- ・羽茂小学校グラウンド改修に要する経費を計上
- ・その他の経費については、当初予算編成後の事由による必要な経費を計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	45,785,952
補正額	360,795
累計予算額	46,146,747

3. 財源内訳

(単位：千円)

国庫支出金	168,755
（うち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金※	102,346千円
※交付限度額に対する未計上額	110,299千円
繰入金	71,286
市債	123,100
その他	△2,346

4. 主な補正項目

(単位：千円)

1) 医療・福祉提供体制の確保

(事業内容)

①【新規】看護師緊急確保事業（新型コロナ対策）【医療対策課】

補正額：3,900千円

島内の中核病院の持続的な診療体制を目指し、即戦力となる看護師を緊急に確保するため、見学・面接に係る旅費及び就業支度金の補助を行う。

2) 感染拡大防止対策

(事業内容)

①【新規】指定避難所手洗自動水栓化事業（新型コロナ対策）【防災管財課】

補正額：27,588千円

指定避難所の衛生対策、新型コロナウイルス感染症の予防として、不特定多数の方が使用する手洗い場の自動水栓化を行う。

②【新規】社会教育事業（新型コロナ対策）【社会教育課】 補正額：4,068千円

8月15日の成人式開催にあたり、県外在住の参加希望者には、PCR検査等の結果の提示を必須とし、確認時に商品券を贈呈する。

3) 産業振興と雇用促進

(事業内容)

①【新規】お試しオフィス拠点整備事業（新型コロナ対策）【移住交流推進課】

補正額：21,721千円

民間施設を活用し、企業誘致の活動拠点の整備を行う。

②【拡充】インキュベーションセンター整備事業（新型コロナ対策）
【移住交流推進課】 補正額：19,762千円
古民家や空きスペースを活用し、ベンチャー企業のスタートアップ拠点となるインキュベーションセンターの整備を行う。

4) 地域経済の活性化

(事業内容)

①快適な生活応援事業（新型コロナ対策）【地域振興課】 補正額：20,000千円
コロナ禍において、長時間化する在宅生活を快適に過ごすための個人の備品購入費への支援に要する経費を増額する。

②【新規】佐渡観光DX推進事業（新型コロナ対策）【観光振興課】
補正額：9,550千円
JREポイントを「だっちゃんコイン」へ変換する仕組みの構築により、コロナ対策の環境が整った島内イベント等と連動した新たなポイント活用による誘客及び消費を促進する。

③【新規】観光体験施設利用促進事業（新型コロナ対策）【観光振興課】
補正額：13,000千円
コロナ禍により、経営に支障が生じている観光施設事業者の経営資金確保を支援するための施設需要喚起策を実施する。

④【新規】安全・安心まちづくり事業（新型コロナ対策）【建設課】
補正額：50,000千円
地域要望による道路工事等を実施することにより、島民の安全で安心な暮らしを支え、地域経済の活性化を図る。

5) 温泉利用促進事業【市民生活課】 補正額：3,275

(事業内容)

ビューさわたを民間事業者へ無償貸付することに伴う補助金の増額
(これに伴い、温泉施設利用料等の収入、温泉運営費及び人件費を減額する。)

6) 多子世帯出産成長祝金事業【子ども若者課】 補正額：40,840

(事業内容)

子育て世代の第3子以降の妊娠、出産の後押しとなる事業としての見直しを行う。

7) 【新規】老人福祉施設整備事業【高齢福祉課】 補正額：16,720

(事業内容)

特別養護老人ホーム歌代の里新設移転に伴う建設予定地の地質調査を行う。

8) スポーツ・文化活動への支援

(事業内容)

①【拡充】佐渡学推進事業【社会教育課】 補正額：200千円
文化関係の国際大会、全国大会出場者に対し激励金の支給を行う。

②【新規】スポーツ推進事業【社会教育課】 補正額：2,850千円
スポーツ関係の国際大会、全国大会出場者に対し激励金の支給を行う。

9) 【新規】羽茂小学校グラウンド改修費【教育総務課】 補正額：115,830

(事業内容)

雨水排水能力の著しい低下により、屋外教育活動に支障をきたしているグラウンドの全面改修を行う。

令和3年度 一般会計補正予算(第2号) 事業概要一覧

※一覧表中、〔臨〕は地方創生臨時交付金、〔国〕は国庫補助金、〔地〕は地方債、〔一〕は一般財源の略。
 ※事業名欄の数値の単位は千円。

事業名	概要	担当課
1) 医療・福祉提供体制の確保		
① 【新規】看護師緊急確保事業(新型コロナ対策) 予算額[3,900] 財 源 [[臨]3,900]	島内の中核病院の持続的な診療体制を目指し、即戦力となる看護師を緊急に確保するため、見学・面接に係る旅費及び就業支度金の補助を行う。 《補助対象者》 佐渡総合病院の看護師として新たに従事する就業者であつて、次の要件を満たす者。 ・急性期病棟等での実務経験を3年以上有していること ・直近の居住地が新潟県以外であること ・年齢が45歳未満であること ・2年以上、看護師として従事すること 《支援内容》 ・施設見学旅費 最大5万円/人×5人 ・面接交通費 最大3万円/回×5人 ・就業支度金 70万円/人×5人 ただし、2年従事後、引き続き1年以上従事する場合、30万円/人を追加支給	医療対策課
2) 感染拡大防止対策		
① 【新規】指定避難所手洗自動水栓化事業(新型コロナ対策) 予算額[27,588] 財 源 [[地]27,500 [[一] 88]	指定避難所の衛生対策、新型コロナウイルス感染症の予防として、不特定多数の方が使用する手洗い場の自動水栓化を行う。 《実施箇所等》 指定避難所61箇所 264基	防災対策課
② 【新規】社会教育事業(新型コロナ対策) 予算額[4,068] 財 源 [[臨]4,068]	8月15日の成人式開催にあたり、新潟県外在住の参加希望者には、PCR検査等の結果の提示を必須とし、確認時に「新潟市・佐渡市共通商品券」を5千円分贈呈する。 5千円×800人(新潟県外在住の参加希望者)	社会教育課
3) 産業振興と雇用促進		
① 【新規】お試しオフィス拠点整備事業(新型コロナ対策) 予算額[21,721] 財 源 [[国]13,254 [[臨] 8,467]	地方創生テレワーク交付金(補助率75%)を活用して、市が民間施設の空きスペースを借り受け、シェアオフィス、コワーキングスペース、イベントスペース等の機能を備えた企業誘致や移住交流の拠点施設に改修する。	移住交流推進課
② 【拡充】インキュベーションセンター整備事業(新型コロナ対策) 予算額[19,762] 財 源 [[国]14,821 [[臨] 4,941]	地方創生テレワーク交付金(補助率75%)を活用して、市が古民家を借り受け、IT系ベンチャー企業等のスタートアップ活動拠点となるインキュベーションセンターに改修するとともに、周辺の小中高校と連携したIT人材育成や、周辺商店街の賑わい再生も合わせて展開する。また、自然豊かな湖畔に民間事業者がベンチャー企業のスタートアップ拠点となるトレーラーハウス(オフィス)を設置する事業に対して支援する。	移住交流推進課

令和3年度 一般会計補正予算(第2号) 事業概要一覧

事業名		概要	担当課
4) 地域経済の活性化			
①	<p>快適な生活応援事業 (新型コロナ対策)</p> <p>予算額[20,000] 財 源[[臨]20,000]</p>	<p>コロナ禍において、長時間化する在宅生活を快適に過ごすための個人の備品購入費への支援に要する経費を増額する。</p> <p>《補助対象者》 本市に住民登録を有し、自らが居住する市内の住宅において、使用する備品を購入する個人</p> <p>《補助対象品目》 空気清浄機、加湿器、浄水器、軟水器(純水器など水の硬度低下機器含む)、エアコン(換気又は空気清浄機能有り)、換気扇</p> <p>《補助率等》 3万円以上のものを対象とし、購入価格の2分の1に相当する額(10万円を上限とする。)</p>	地域振興課
②	<p>【新規】佐渡観光DX推進事業(新型コロナ対策)</p> <p>予算額[9,550] 財 源[[臨]9,550]</p>	<p>観光地域通貨「だっチャコイン」をJR東日本インターネットショッピングモールで販売し、活用されていないJREポイントの一部を「だっチャコインポイント」に変換する仕組みを構築するとともに、コロナ対策の環境が整った島内イベント等と連動させる新たなポイント活用普及に向けたモデル事業を行い、誘客及び市内での消費を促進する。</p>	観光振興課
③	<p>【新規】観光体験施設利用促進事業(新型コロナ対策)</p> <p>予算額[13,000] 財 源[[臨]13,000]</p>	<p>コロナ禍により、経営に支障が生じている観光施設事業者の経営資金確保を支援するため、事業者が販売する体験型商品の利用料の一部を補助するとともに、商品を購入した利用者に観光施設内で利用可能な買物券を贈呈して、施設利用及び消費喚起を促進する。</p> <p>《補助率等》 ・1,000円以上の体験型商品を対象とし、利用料の1/2(上限1,000円)を補助する。 ・1,000円以上の体験型商品購入者に対して、利用料の1/2相当以内の買物券(500円券×2枚または500円券×1枚)を贈呈する。</p>	観光振興課
④	<p>【新規】安全・安心まちづくり事業(新型コロナ対策)</p> <p>予算額[50,000] 財 源[[臨]50,000]</p>	<p>地域要望による道路工事等を実施することにより、島民の安全で安心な暮らしを支え、地域経済の活性化を図る。</p> <p>地域要望510件、当初対応220件程度、120,000千円、今回対応90件程度、50,000千円</p>	建設課
5)	<p>温泉利用促進事業</p> <p>予算額[3,275] 財 源[[一]3,275]</p>	<p>コミュニティセンタービューさわたを本年10月1日より民間事業者へ無償貸付することに伴い、当該施設を本補助事業の対象施設として追加することとし、補助に要する費用として、3,275千円を増額する。</p> <p>これに伴う、温泉運営費及び人件費 △16,289千円 利用料収入等 △8,328千円</p>	市民生活課

令和3年度 一般会計補正予算(第2号) 事業概要一覧

事業名	概要	担当課
<p>6) 多子世帯出産成長祝金事業</p> <p>予算額[40,840] 財 源[[一]40,840]</p>	<p>佐渡市に生まれた児童の誕生や健やかな成長を祝うこと、及び多子世帯の子育て費用の経済的負担を軽減するため、対象児童を養育する保護者に成長祝金を支給する。</p> <p>《定義》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童とは、満18歳以下、本市の住民基本台帳登録者(就学等で本市から転出し、本市の住民基本台帳登録のある保護者と生計と一にする者含む)とする。 ・多子世帯とは、児童を現に3人以上養育している本市に住所を有する世帯 <p>◆成長祝金</p> <p>《対象児童》</p> <p>以下、全ての要件を満たす児童</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年4月2日以降に出生し、出生の日以後、初めて住民基本台帳登録する市町村が本市である児童 ・多子世帯の第3子目以降として出生した児童 <p>《支給対象者》</p> <p>多子世帯の児童の保護者であって、以下の全てに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の住民基本台帳登録者、概ね6ヶ月以上、継続居住の意思あり ・対象児童を監護、同一生計、かつ同一世帯 ・年収1,200万円以下 <p>《成長祝金額》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出生時 20万円 ・満6歳時 40万円 ・満12歳時 50万円 ・満15歳時 80万円 <p>《予算額》</p> <p>20万円×60人(過去3年の平均出生数(3子目以降)64人)</p> <p>◆特例給付金</p> <p>令和3年4月2日時点で、以下の全てに該当する児童を養育する保護者に対し、10万円/児童を支給。ただし、その支給は段階的に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多子世帯の児童 ・満15歳以下で、かつ、第3子目以降の児童 ・保護者の年収1,200万円以下の児童 ・支給時期は中学生(276人)は令和3年度、小学生(558人)は令和4年度、未就学児(453人)は令和5年度の3年間に分けて支給する。 <p>《予算額》</p> <p>10万円×276人(中学生の人数)</p>	<p>子ども若者課</p>
<p>7) 【新規】老人福祉施設整備事業</p> <p>予算額[16,720] 財 源[[一]16,720]</p>	<p>特別養護老人ホーム歌代の里新設移転に伴い、実施事業者を公募するため建設予定地の地質調査を行う。</p>	<p>高齢福祉課</p>

令和3年度 一般会計補正予算(第2号) 事業概要一覧

事業名		概要	担当課
8)	スポーツ・文化活動への支援		
①	【拡充】佐渡学推進事業 予算額[200] 財 源[[一]200]	文化関係の国際大会、全国大会出場者に対し、その活躍を祈願し、激励の意味を込めて奨励金を支給する。 《対象者及び激励金額》 対象となる大会の出場者のうち、 1. 小中高校生及び監督、コーチ等 ・新潟県内の場合、3万円/人、団体30万円上限 ・新潟県外の場合、5万円/人、団体50万円上限 2. 上記以外の者 ・1万円/人、団体10万円上限	社会教育課
②	【新規】スポーツ推進事業 予算額[2,850] 財 源[[一]2,850]	スポーツ関係の国際大会、全国大会出場者に対し、その活躍を祈願し、激励の意味を込めて奨励金を支給する。 対象者及び激励金額は上記「①佐渡学推進事業」と同様	社会教育課
9)	【新規】羽茂小学校グラウンド改修費 予算額[115,830] 財源[[国]20,200] [[地]95,600] [[一] 30]	学校施設環境改善交付金(補助率1/3)を活用して、雨水排水能力の著しい低下により、屋外教育活動に支障を来している学校グラウンドを全面改修し、安全安心な教育環境の確保を図る。	教育総務課

議案第68号

《令和3年度 佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）概要》

1 補正予算について

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した第1号被保険者の介護保険料を減免するため、介護保険料を減額し、財政調整交付金及び基金繰入金を増額する補正を計上

2 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	9,073,500
補正額	0
累計予算額	9,073,500

3 財源内訳

(単位：千円)

介護保険料	△ 7,440
国庫支出金	1,488
基金繰入金	5,952